



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*962	平成24年和歌山県告示第124号 (化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準) の一部改正	(環境管理課).....	1
963	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	3
964	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
965	生活保護法による医療機関の指定	(").....	4
966	生活保護法による施術機関の指定	(").....	4
967	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	4
968	身体障害者福祉法による医師の指定	(").....	4
969	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(").....	5
970	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の変更	(").....	5
971	"	(").....	5
972	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	6
973	公有水面埋立ての免許の出願	(港湾空港課).....	7

○ 正誤

平成23年12月13日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第118号中	8
---	-------	---

告 示

和歌山県告示第962号

平成24年和歌山県告示第124号 (化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準) の一部を次のように改正する。ただし、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 (平成24年政令第147号) の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号) 第12条第2項の規定により同条第1項の規定の適用が猶予されるものについては、平成24年1月24日までの間は、総量規制基準を適用しない。

平成24年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

3 (1) の表に次のように加える。

23	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 (平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。) の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 (次項に掲げるものを除く。)	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
24	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後特別措置法第5条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc=(Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

3 (2) の表に次のように加える。

3	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事	$Ln=Cn \cdot Qn$
---	-------------------------------------	------------------

	業場 (次項に掲げるものを除く。)	$\times 10^{-3}$
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後特別措置法第5条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$

3 (3) の表に次のように加える。

3	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 (次項に掲げるものを除く。)	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後特別措置法第5条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_n = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

3の備考中「22の項にあっては平成13年7月1日」の次に「、24の項にあっては平成24年5月25日」を加え、「平成14年10月1日」の次に「(4の項にあっては平成24年5月25日)」を加える。

別表第1 (1) 中「(1) については、特定施設が昭和55年6月30日までに設置されたもの。」を「(1) Q_c 又は Q_{co} (特定排出水の量 (Q_{ci} 及び Q_{cj} を除く。)) に対するC値 (C_c 又は C_{co})」に、「(2) については、特定施設が昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに設置されたもの。」を「(2) Q_{ci} (昭和55年7月1日 (この日以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日) 以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量 (Q_{cj} を除く。)) に対するC値 (C_{ci})」に、「(3) については、平成3年7月1日以降に設置されたもの。」を「(3) Q_{cj} (平成3年7月1日 (この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日) 以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)) に対するC値 (C_{cj})」に改め、同表 (2) 中「(1) については、特定施設が平成14年9月30日までに設置されたもの。」を「(1) Q_n 又は Q_{no} (特定排出水の量 (Q_{ni} を除く。)) に対するC値 (C_n 又は C_{no})」に、「(2) については、特定施設が平成14年10月1日以降に設置されたもの。」を「(2) Q_{ni} (平成14年10月1日 (この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日) 以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)) に対するC値 (C_{ni})」に改め、同表 (3) 中「(1) については、特定施設が平成14年9月30日までに設置されたもの。」を「(1) Q_p 又は Q_{po} (特定排出水の量 (Q_{pi} を除く。)) に対するC値 (C_p 又は C_{po})」に、「(2) については、特定施設が平成14年10月1日以降に設置されたもの。」を「(2) Q_{pi} (平成14年10月1日 (この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日) 以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)) に対するC値 (C_{pi})」に改める。

別表第2 (1) 中「(1) については、特定施設が昭和55年6月30日までに設置されたもの。」を「(1) Q_c 又は Q_{co} (特定排出水の量 (Q_{ci} 及び Q_{cj} を除く。)) に対するC値 (C_c 又は C_{co})」に、「(2) については、特定施設が昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに設置されたもの。」を「(2) Q_{ci} (昭和55年7

月1日（この日以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日）以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量（ Q_{cj} を除く。））に対するC値（ C_{ci} ）」に、「(3) について、平成3年7月1日以降に設置されたもの。」を「(3) Q_{cj} （平成3年7月1日（この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日）以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量））に対するC値（ C_{cj} ）」に改め、同表(2)中「(1) については、特定施設が平成14年9月30日までに設置されたもの。」を「(1) Q_n 又は Q_{no} （特定排出水の量（ Q_{ni} を除く。））に対するC値（ C_n 又は C_{no} ）」に、「(2) については、特定施設が平成14年10月1日以降に設置されたもの。」を「(2) Q_{ni} （平成14年10月1日（この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日）以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量））に対するC値（ C_{ni} ）」に改め、同表(3)中「(1) について、特定施設が平成14年9月30日までに設置されたもの」を「(1) Q_p 又は Q_{po} （特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。））に対するC値（ C_p 又は C_{po} ）」に、「(2) については、特定施設が平成14年10月1日以降に設置されたもの。」を「(2) Q_{pi} （平成14年10月1日（この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日）以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量））に対するC値（ C_{pi} ）」に改める。

和歌山県告示第963号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月25日まで縦覧に供する。

平成24年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年7月25日

2 名称

特定非営利活動法人南紀ひまわり会

3 代表者の氏名

屋敷満雄

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井字中芝241番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、地域に住む障がい者に対して、障がい者福祉に関する事業を行い、その活動を通して社会性をはぐくみ、生活の訓練を行うことで、地域社会での生活を支え、また、地域に対して啓発活動を行うことによって、誰もがいきいきと生活ができる社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第964号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされ

る場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田薬 39-18	調剤薬局花みかん てんてん店	田辺市たきない町21-35	平成 24. 6. 30

和歌山県告示第965号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀薬 10-24	有限会社サンミ企画ローズ調剤薬局	紀の川市北大井198-8	平成 24. 3. 9

和歌山県告示第966号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御柔 22-24	三好敏弘	おはな整骨院	御坊市塩屋町北塩屋986-1	平成 24. 6. 8

和歌山県告示第967号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成24年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
平岡修治	整形外科	紀和病院	橋本市岸上18番地1	平成 24. 7. 13

和歌山県告示第968号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成24年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類											
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は ぼ う こ う 直 腸	小 腸	免 疫
奥喜全	消化器外科	国保日高総合病院	御坊市菌116番地2	平成 24. 8. 1									○			
隅谷政	リハビリテーション科	県立医科大学附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219	平成 24. 8. 1				○	○	○						
松中秀之	第1内科 (消化器内科)	国保日高総合病院	御坊市菌116番地2	平成 24. 8. 1												○

和歌山県告示第969号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
3011700 451	ふきのとう	就労継続支援B型	事業所の名称	ふきのとう	プレイス	平成 24. 6. 15

和歌山県告示第970号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成24年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
3050100 373	児童デイサービス雪うさぎ	児童発達支援 放課後等デイサービス	事業所の所在地	和歌山市岩橋691-2	和歌山市和佐関戸228-1	平成 24. 7. 1

和歌山県告示第971号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成24年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
3051300	障がい児者生活	児童発達支援	事業所の所在地	伊都郡かつらぎ町佐野	伊都郡かつらぎ町佐野	平成

048	支援施設ポケットハウス	援 放課後等 デイサービス	963-7	773	24.7.10
-----	-------------	---------------------	-------	-----	---------

和歌山県告示第972号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）テックランド和歌山御坊店
和歌山県御坊市野口569-1 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県高崎市栄町1番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県高崎市栄町1番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年3月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,545㎡
- 6 駐車場の収容台数
85台
- 7 駐輪場の収容台数
62台
- 8 荷さばき施設の面積
73.5㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
50.0㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
4ヶ所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成24年7月27日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成24年8月10日から同年12月10日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第973号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課、和歌山下津港湾事務所及び有田市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有するものは、縦覧期間満了の日まで、和歌山下津港港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成24年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸
和歌山下津港港湾管理者和歌山県
代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
(2) 名称 和歌山県
(3) 代表者住所 和歌山市東高松四丁目6番7号
(4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

- (1) 位置
有田市港町字西ノ濱845番地46及び845番地48に接する護岸の地先公有水面
- (2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から18の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と18の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L. +2.00m）における公有水面の境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院「苺藻島」三等三角点、和歌山県有田市箕島847番地）

北緯 34度05分35.6336秒

東経 135度05分50.6991秒

- 1の地点 基点から160度02分32秒 1,023.61mの地点
2の地点 1の地点から94度32分58秒 22.14mの地点
3の地点 2の地点から93度08分45秒 20.00mの地点
4の地点 3の地点から94度12分31秒 20.01mの地点
5の地点 4の地点から94度18分03秒 20.01mの地点
6の地点 5の地点から93度11分51秒 21.85mの地点
7の地点 6の地点から79度28分19秒 20.04mの地点

- 8の地点 7の地点から75度44分27秒 20.00mの地点
- 9の地点 8の地点から75度39分08秒 20.00mの地点
- 10の地点 9の地点から75度52分12秒 20.00mの地点
- 11の地点 10の地点から75度21分26秒 14.81mの地点
- 12の地点 11の地点から165度50分37秒 3.47mの地点
- 13の地点 12の地点から255度50分37秒 0.58mの地点
- 14の地点 13の地点から165度50分37秒 1.02mの地点
- 15の地点 14の地点から255度50分37秒 82.80mの地点
- 16の地点 15の地点から273度24分33秒 115.17mの地点
- 17の地点 16の地点から183度24分33秒 0.58mの地点
- 18の地点 17の地点から273度24分33秒 4.91mの地点

(3) 面積

631.67㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

有田市港町字西ノ濱845番地44、845番地46及び845番地48の地内、これに接する地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点からケの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「苧藻島」三等三角点、和歌山県有田市箕島847番地)

北緯 34度05分35.6336秒

東経 135度05分50.6991秒

- アの地点 基点から160度21分55秒 999.01mの地点
- イの地点 アの地点から96度08分50秒 117.60mの地点
- ウの地点 イの地点から75度50分37秒 152.14mの地点
- エの地点 ウの地点から165度50分37秒 47.51mの地点
- オの地点 エの地点から250度27分41秒 45.47mの地点
- カの地点 オの地点から161度05分04秒 10.37mの地点
- キの地点 カの地点から254度20分35秒 77.49mの地点
- クの地点 キの地点から273度24分33秒 204.30mの地点
- ケの地点 クの地点から46度55分15秒 59.31mの地点

(3) 面積

16,518.20㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

平成24年6月22日

正 誤

正 誤

平成23年12月13日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第118号中

ページ	行目	誤	正
1	下から1	2,533人	2,535人